



# Yonago East Weekly

●創立/1968年4月24日 ●事務所/米子市西福原1-1-55 ホテルサンルート米子 Tel (0859) 32 - 5531  
●例会日/水曜日12:30~13:30 ●例会場/ホテルサンルート米子市西福原1-1-55 Tel (0859) 33-0911  
●会長/野坂美仁 ●幹事/伊藤慎哉 ●会報/林 俊一

会員数 105名  
(正会員 104名 名誉会員 1名)

### ビジター

河島隆則君(米子RC)

### メーカーキャップ

### 今週のお祝い

**結婚記念祝:** 2日 植田 昭君 13日 井上賢明君 永島清孝君 17日 池口由紀彦君 18日 赤山俊寛君 20日 松本奈緒子君 戸田 忍君 22日 佐田山有史君 23日 尾沢三夫君 24日 野坂美仁会長 27日 田淵亮達君

### 幹事報告

1. 本日例会終了後理事会開催(例会場にて)
2. 本日18:30~第2回家庭集会(白扇にて)22名予定
3. 5/18職場訪問「山陰労災病院ミニ人間ドック」  
先着20名
4. 4/23第2回地区インターアクト委員会 古杉会員  
4/23~24インターアクト地区協議会(出雲市 ホテル武志山荘) 古杉会員・楠会員出席
5. 4/24地区研修・協議会(米子市文化ホール・米子コンベンションセンター) 岩崎会長エレクト他5名出席
6. 5月ロータリーレート1ドル110円
7. 浜田RC名誉会員 松田直藏(1999-2000年度地区ガバナー 3/24(木)ご逝去(享年95歳) 家族葬
8. 6/19岡山南RCポリオプラスプログラム研修セミナー  
のご案内(岡山国際交流センター)
9. 5/6米子がいな祭企画実行本部事務所開きのご案内
10. 例会変更のご案内  
米子南RC 5/16(月)⇒5/15(日)に変更  
ビジター受付あり  
5/6(金)米子・鳥取西RC 休会(定款第6条) なし  
他

### <プログラム>

「世界平和を目指す国際法の理想と現実  
(集団安全保障と集団的自衛権)」

弁護士 西村正男 会員



(詳細は裏面記載)

### 次回プログラム

- 5/11 「ロータリーの友」紹介 雑誌委員会  
「私の職業」 宮地洋樹 君  
18 職場訪問 「山陰労災病院ミニ人間ドック」

### 今後の主な予定

- |                           |                       |
|---------------------------|-----------------------|
| 5/11 新旧引継ぎクラブ協議会          | 例会終了後~(2F高砂)          |
| 5/12 第2グループ会長幹事懇談会        | 18:30~(米子全日空ホテル)      |
| 5/14 次期地区会員増強・R財団合同セミナー   | 13:15~(米子コンベンションセンター) |
| 5/18 職場訪問 「山陰労災病院ミニ人間ドック」 |                       |



Be a gift to the world  
世界へのプレゼントになろう

## 世界平和を目指す国際法の理想と現実(集団安全保障と集団的自衛権)

今日お話しするのは私が今年の2月に大阪の新阪急ホテルで開かれた関西米城会(米子東高の同窓会関西支部)の総会のときに講演した内容です。講演の前には力を入れて調べ物をしましたし、講演は意外にも大変な好評でした。それで、私にとって一番身近な我がロータリークラブの皆様にも是非聞いて頂きたいと思って同じお話をします。

### 1 問題意識

その講演を頼まれてから何を話そうかと考えているときに、たまたま朝日新聞に載った中学生の投書が目につきました。論旨は、IS軍も米軍も同じ人殺しであって正当化される戦争はないというものでした。中学生がこのように考え、それが大新聞の投書欄に載るといのは、今の日本で論じられている平和論が「戦争はダメだ」の一边倒になっているからだと考えられます。この「戦争はダメだ」の一边倒の平和論を、国際法から法律論として考えたときにどうなのかをお話します。

### 2 戦争と平和の国際法

これは国際法の教科書の「国際紛争の強力的処理」という項に書かれていることをお伝えすることです。

国際法は法律ですから他の規範(宗教、道徳、倫理)とは異なります。このことが国際法の教科書では他の法律科目の教科書より強調されているように思います。国際法の教科書には、国際社会も国内社会も道徳で秩序を維持できる聖人君子の社会ではない、という記述までしているものもあります。国際法学者はそれで何が言いたいかという、例えば「平和は人類全体が純粋な気持ちになって真剣に祈れば訪れる。」というような考え方には与しない、世界平和の実現には厳しい仕組が必要だということなのです。

法律の本質は規範内容を強制できることでありまして、国内法では殺人犯には刑が執行されます。国際法でも同じでなければならず、平和の敵には武力行使(戦争)もする、というのが国際法なのです。殺人犯を処罰する仕組があることによって国内の平和な秩序が維持できるように、国際社会においても平和の敵に対しては国際社会が武力行使(戦争)をする仕組があることによって平和が維持されるのです。極端に逆説的な言い方をしますと、平和は戦争(武力行使)によって守られる、ということなのです。この関連でもう一つお話ししますと、国際平和のためには武力をなくしてゼロにすることが必要だと言う人もありますが、国際法の教科書にはそんなことは書いてありません。国際法の教科書には、国際平和のためには武力を組織化することだ、と書いてあるのです。

### 3 国連憲章の理想(集団安全保障)と現実

第一次大戦及び第二次大戦を経て成立した国連憲章は、集団安全保障(1)を理想としましたが、他方で拒否権行使による集団安全保障制度の機能不全の懸念から集団的自衛権(2)の規程も入れられました。

#### (1) 集団安全保障

諸国が互いに武力の不行使や不可侵を約束し、侵略などによりこれが破られた場合には他の全ての国が被害を受けた国を助け、一致団結して、違反した加害国に制裁を課して侵略等を排除する。

この制裁には経済制裁もあり、平和に対する脅威である北朝鮮には経済制裁がされています。

#### (2) 集団的自衛権

「この憲章のいかなる規定も、…中略…個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない」(51条)

これは敵を仮装する考え方で集団安全保障の理想とは相容れませんが、これに基づく2つの同盟(北大西洋条約機構とワルシャワ条約機構)の対立によって平和が保たれてきたのが冷戦時代の現実でした。

(3) いずれにせよ、国連憲章下の許される武力行使は(1)集団安全保障の措置、(2)自衛権の行使だということになりました。

### 4 国連軍の理想と現実

武力の組織化の試みが国連軍です。

#### (1) 正規の国連軍(「まぼろしの国連軍」とも言われる)

実現はされていませんが、国連憲章は次のとおり定めています。ア「安全保障理事会は…国際の平和および安全の維持又は回復に必要な空軍、海軍又は陸軍の行動をとる」、イ安全保障理事会に加盟国が必要な兵力等を利用させる特別協定の締結、ウ安全保障理事会のもとに軍事参謀委員会の設置

#### (2) 次善の慣行としての多国籍軍型軍事活動等(現実)

次の軍事活動は、国連軍に替わるものとして、あるいは自衛権の行使として、ウ以外は概ね認められると考えられています。ア 1991年の湾岸戦争の多国籍軍(イラクのクエート不法占領に対して)、米国等29ヶ国の軍隊、安保理の武力行使容認決議あり

イ 2001年の米国等のアフガニスタン(タリバン政権)への武力行使(ニューヨークの同時多発テロを契機として)、米国は自衛権の行使と安保理に報告、安保理はこれを容認

ウ 2003年の米国、英国によるイラク攻撃(イラクが大量破壊兵器の査察に応じないことを契機として)、安保理で賛成は米、英、スペインのみ、これの説明は難しい。

エ 2014年からの「イスラム国」勢力への米国等の空爆(安保理の容認決議なし)、イラク領内の空爆(イラク政府の要請に基づく行動)、シリア領内の空爆(シリア政府の明示の同意はないが、米国は自衛権で説明)

5 まとめに入りますと、米国は世界の警察だと言われることがありますが、そのような言い方に習うなら、米国等の多国籍軍は西部劇の保安官だということです。国際社会は国内社会に比べると未熟な社会で、各家の父親が拳銃やライフルを持って家族を守っている正に西部劇の世界です。この西部劇での登場人物を考えると、北朝鮮は必要もないのにやたらと発砲するならず者で、これに経済的制裁を課するのは当然ですし、イスラム国は殺し屋で、これを保安官が退治するのは当然です。正当化される戦争(武力行使)はあるのです。